

令和5年 第2回

いなべ市議会 定例会 議案

令和5年第2回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて(いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて(いなべ市税条例等の一部を改正する条例)	
承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度いなべ市一般会計補正予算(第1号))	
諮問 第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案 第23号	いなべ市税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第24号	いなべ市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	
議案 第25号	いなべ市温水プール条例の制定について	
議案 第26号	工事請負契約の締結について(いなべ市宇賀溪キャンプ場レストラン棟設計等及び新築工事)	
議案 第27号	財産の取得について(スクールバス購入)	
議案 第28号	いなべ市道路線の認定について	

令和5年第2回定例会提出議案

議案番号	件名	議決要領
議案 第29号	いなべ市道路線の変更について	
議案 第30号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めることについて	
議案 第31号	三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について	
議案 第32号	令和5年度いなべ市一般会計補正予算（第2号）	
	以下余白	

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

(いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和5年6月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

処分理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）の施行により、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が引き上げられること及び国民健康保険税の減額の基準が引き上げられることに伴い、いなべ市国民健康保険税条例について、専決処分により所要の改正を行った。

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

いなべ市長 日 沖 靖

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

いなべ市国民健康保険税条例（平成31年いなべ市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第 1 項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第 2 号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第 3 号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第24条中「第26条」を「第26条第 1 項」に改める。

第26条第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 3 項中「第23条第 1 項」を「第23条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

附則第 5 項、第 6 項、第 8 項から第11項まで、第14項及び第15項の規定中「第23条第 1 項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のいなべ市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて
(いなべ市税条例等の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和5年6月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

処分理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行により、肉用牛卸売所得の課税特例措置の適用期限が延長されたこと、軽自動車税環境性能割臨時的軽減措置に係る規定が削除されたこと、グリーン化特例の延長及び見直しが行われたこと、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の見直しが行われたことにより適用期限の延長を行ったこと、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の課税標準額の特例措置が創設されたこと等に伴い、いなべ市税条例等について、専決処分により所要の改正を行った。

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

いなべ市長 日 沖 靖

いなべ市税条例等の一部を改正する条例

(いなべ市税条例の一部改正)

第1条 いなべ市税条例（平成15年いなべ市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第

34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日までの」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当

該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

（いなべ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 いなべ市税条例等の一部を改正する条例（令和4年いなべ市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「附則第4条第3項及び第4項」を「附則第4条第2項及び第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後のいなべ市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前

の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された第1条の規定による改正前のいなべ市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

(令和5年度いなべ市一般会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和5年6月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月14日

いなべ市長 日 沖 靖

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年6月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

住 所 三重県いなべ市大安町大井田 [REDACTED]

氏 名 岡本 ひとみ

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

提案理由

人権擁護委員10人のうち、伊藤千奈美氏が令和5年1月31日をもって辞任されたため、その後任として岡本ひとみ氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするものである。人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 23 号

いなべ市税条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和 5 年 6 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が令和 5 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、個人市民税に併せて国税である森林環境税を賦課徴収する旨を規定すること、ミニカーに係る税率区分から 3 輪以上の特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）を除外し、特定小型原動機付自転車の税率区分を原動機付自転車第一種の税率区分とすること、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する等所要の規定を整備する必要があるため、いなべ市税条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市税条例の一部を改正する条例

いなべ市税条例（平成15年いなべ市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納

入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後のいなべ市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後のいなべ市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべきいなべ市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第24号

いなべ市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市部設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和5年6月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

都市整備部が所管する都市計画に関する事務を令和5年7月1日から建設部に移管するため、いなべ市部設置条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市部設置条例の一部を改正する条例

いなべ市部設置条例（平成 15 年いなべ市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「総務部
総合窓口部」 を「総務部」に改める。

第 2 条都市整備部の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同条建設部の項に次の 1 号を加える。

(5) 都市計画に関すること。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

議案第25号

いなべ市温水プール条例の制定について

いなべ市温水プール条例を次のとおり制定しようとする。

令和5年6月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

夏場の気温上昇に伴う屋外プールの使用制限に対応し、小学校の水泳授業を安定して実施するとともに、市民の健康増進を図ることを目的とし、いなべ市温水プールを設置するため、その関係条例を制定するについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市温水プール条例

(設置)

第1条 いなべ市民のスポーツ活動を推進し、健全な心身を育成するため、いなべ市温水プール（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いなべ市温水プール	いなべ市大安町大井田 2704 番地

(管理)

第3条 施設の管理は、法人その他の団体であつて地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 利用料金に関する業務
- (3) 施設の利用に関する業務
- (4) 施設の効用を増加させる事業に関する業務
- (5) その他施設の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

(休業日)

第5条 施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(利用時間)

第6条 施設の利用時間は、午前10時から午後8時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第7条 施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。

- (1) その利用が施設の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。この場合において、指定管理者は、利用者に損害を及ぼすことがあってもその賠償の責めを負わない。

- (1) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 公益上又は運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

(利用料金)

第10条 利用者は、利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、規則で定めるところにより、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設の利用が終わったとき、第9条の規定によって利用を停止し、又は利用許可を取り消されたときは、利用した施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める

日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行日前においても、指定管理者の指定の手続を行うことができる。

3 前項の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行日前においても、利用に関し必要な行為を行うことができる。

別表（第10条関係）

利用者区分	単位	利用料金
大人	1人につき1回の入場から退場まで	1,000円以内
小人	1人につき1回の入場から退場まで	800円以内

備考

1 大人は高校生以上、小人は小学生及び中学生とする。

2 就学前の子どもは、無料とする。就学前の子どもの利用は、4歳以上とし、保護者又は引率者の付き添いがある場合に限る。

議案第26号

工事請負契約の締結について

(宇賀溪キャンプ場レストラン棟設計等及び新築工事)

次のとおり、宇賀溪キャンプ場レストラン棟設計等及び新築工事の請負契約を締結しようとする。

令和5年6月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 契約の目的
宇賀溪キャンプ場レストラン棟設計等及び新築工事
- 2 工事の場所
いなべ市大安町石樽南2999番地5
- 3 契約の方法
随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 4 契約金額
299,893,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額27,263,000円）
- 5 契約の相手方
愛知県江南市力長町大当寺128番地
株式会社アイチケン
代表取締役 井上 小百合

提案理由

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点タイプ）を活用して、宇賀溪キャンプ場の来訪者に対して地域の特産品を販売するスペース及び地域の食材を使った食事を提供するレストラン棟を建設しようとするもので、予定価格1億5,000万円以上の工事の請負契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びこれに基づくいなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年いなべ市条例第45号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第27号

財産の取得について (スクールバス購入)

次のとおり財産を取得しようとする。

令和5年6月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

- 1 契約の目的
スクールバス購入(4台)
- 2 契約の方法
指名競争入札
- 3 契約金額
31,240,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,840,000円)
- 4 契約の相手方
三重県いなべ市北勢町瀬木字安喜畑554-1
有限会社加藤モータース商会
代表取締役 加藤 公博

提案理由

令和6年度から実施する温水プールを利用した市内小学校プール授業の送迎のためスクールバスを4台購入しようとするもので、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びこれに基づくいなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年いなべ市条例第45号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第28号

いなべ市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり認定しようとする。

令和5年6月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

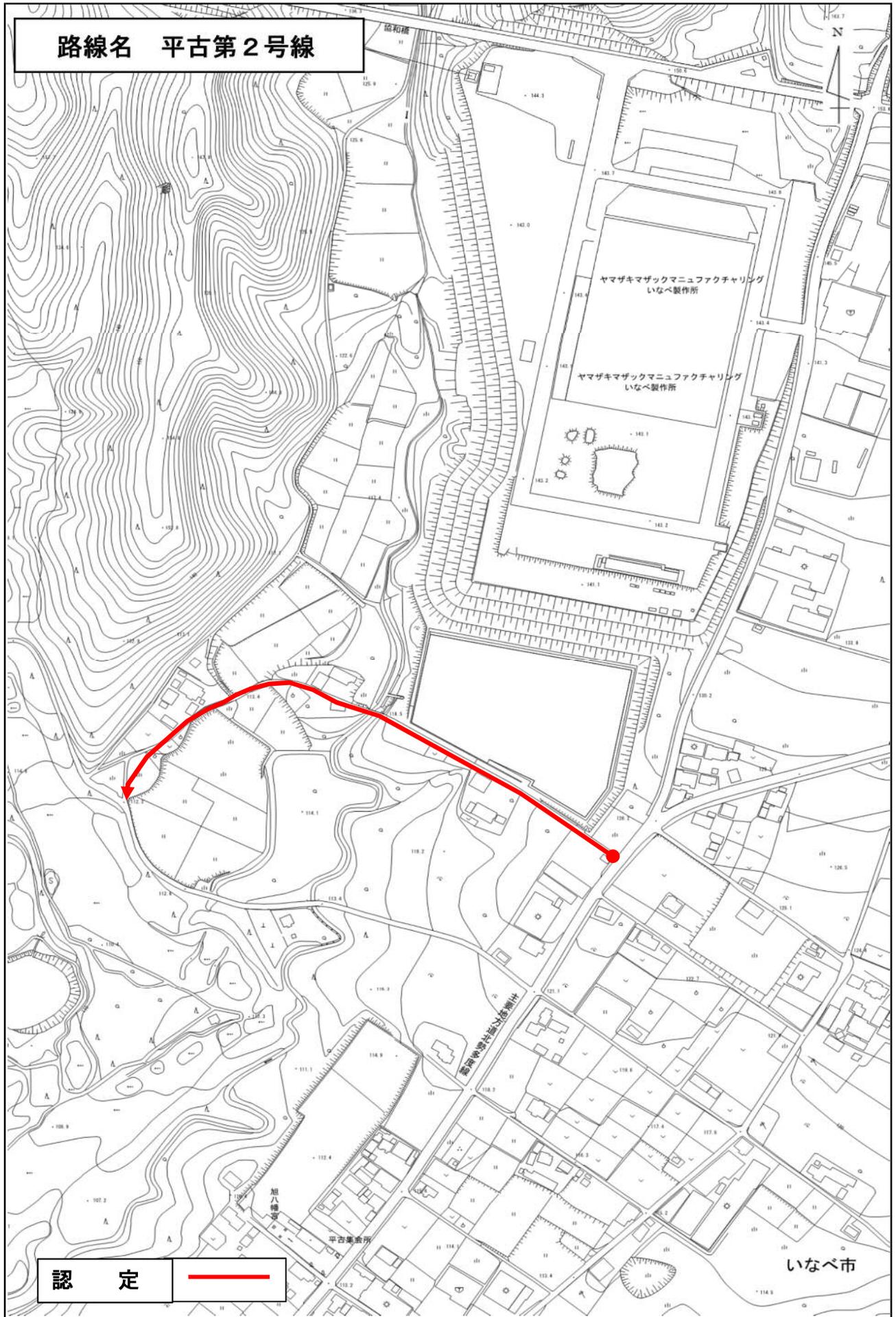
提案理由

交差点改良によって新設された道路及び企業誘致に伴い整備する道路区間を新たに市道として認定するについては、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

認定しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
瀬木第1号線	北勢町瀬木地内	北勢町瀬木地内	
平古第2号線	員弁町平古地内	員弁町大泉新田地内	

位置図



議案第29号

いなべ市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、いなべ市道路を次のとおり変更しようとする。

令和5年6月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

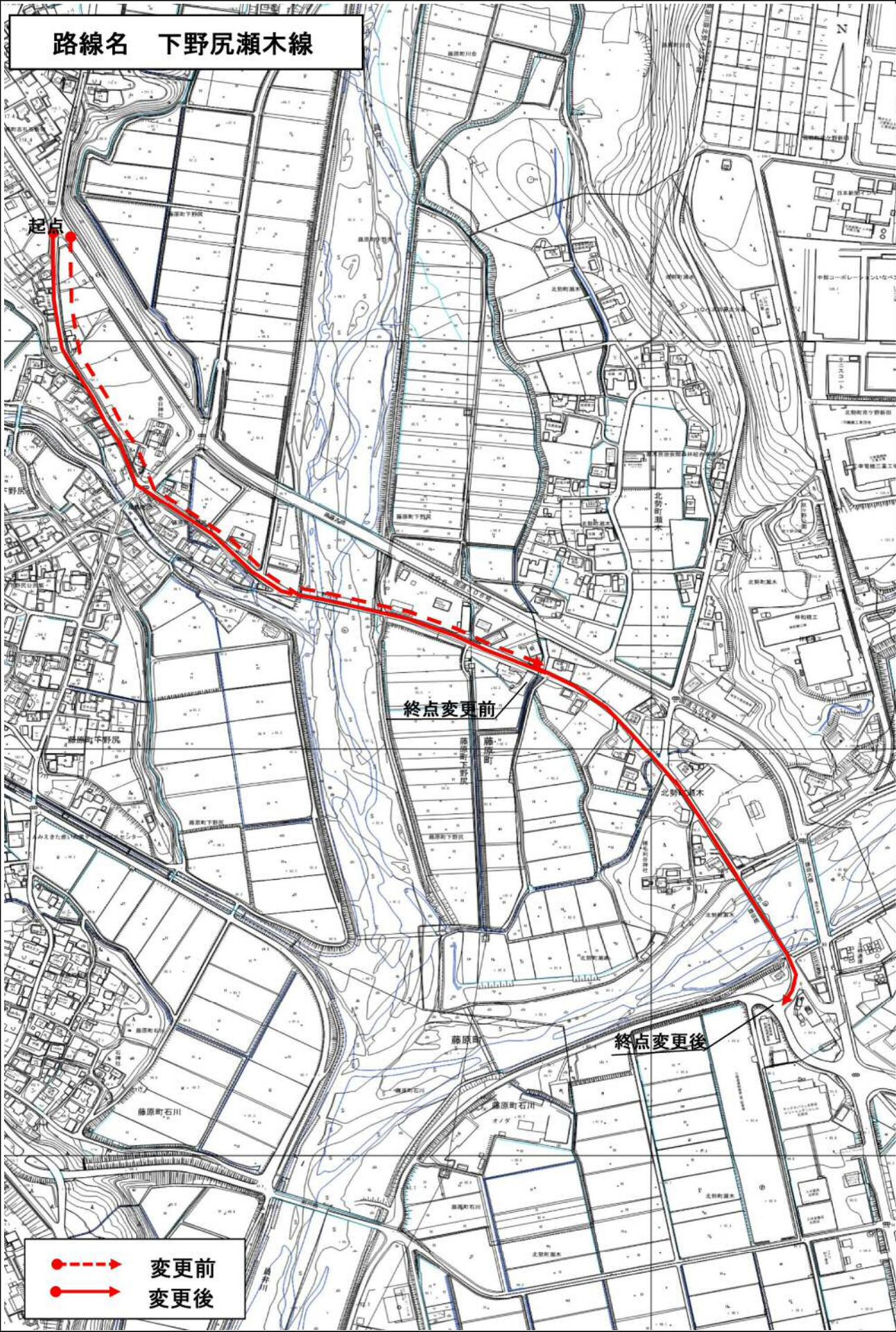
市道路線の起点又は終点を変更することについては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

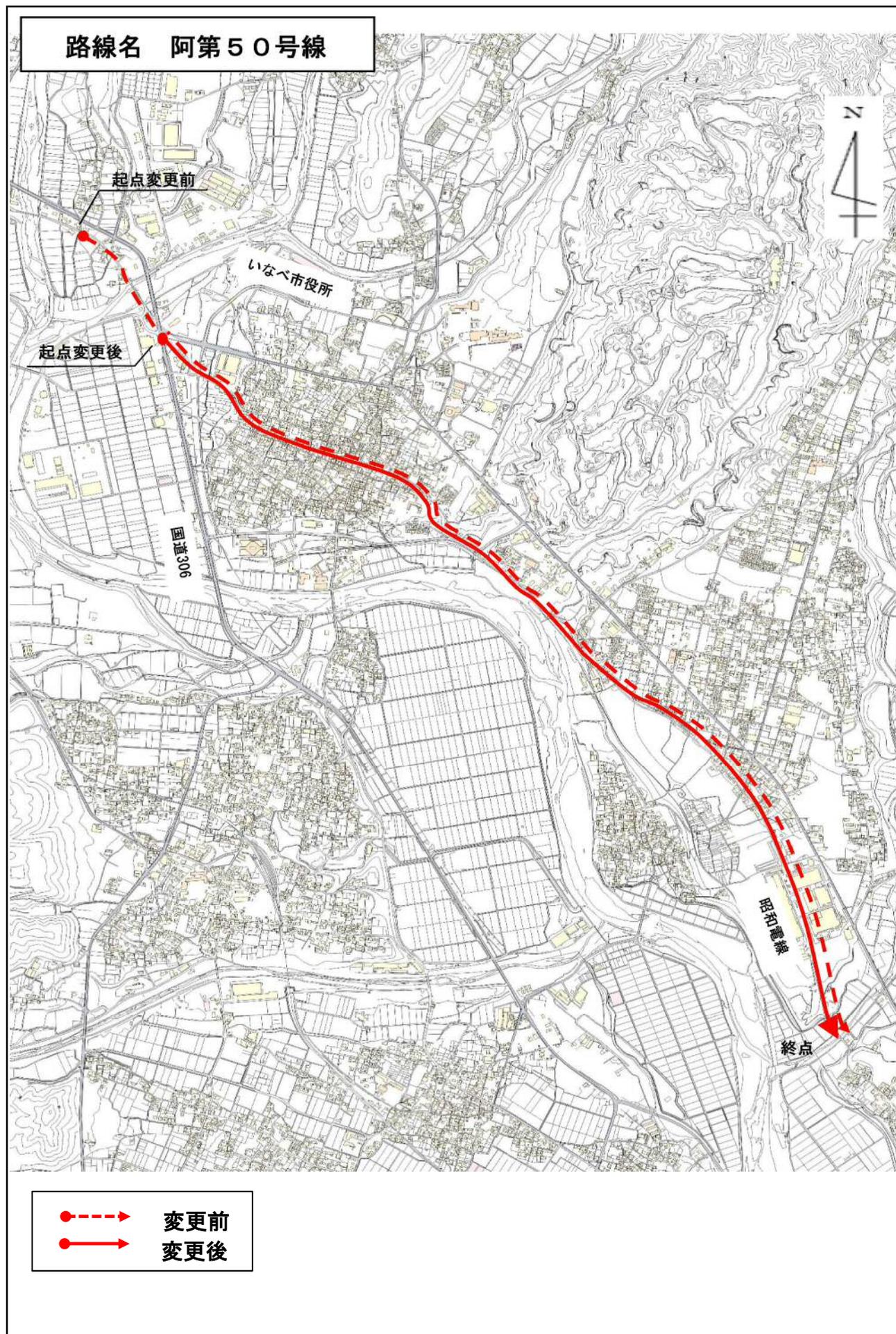
変更しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
下野尻瀬木線	藤原町下野尻地内	北勢町瀬木地内	
阿第50号線	北勢町阿下喜地内	北勢町北中津原地内	
阿第52号線	北勢町阿下喜地内	北勢町阿下喜地内	

位置図



位置図



議案第30号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の
計画を定めることについて

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めようとする。

令和5年6月1日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めるについては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

総合整備計画

三重県いなべ市藤原町鼎辺地
(辺地の人口 158人 面積 5.5km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 いなべ市藤原町鼎
- (2) 地域の中心の位置 いなべ市藤原町鼎1220番地1
- (3) 辺地点数 188点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

鼎地域は、昭和46年度から昭和56年度にかけて水資源機構三重用水中里ダムの建設で水没した農用地の代替地として畑地造成された農地を多くかかえている地域です。しかし、生産物の価格低迷、若年労働者不足、猿害等で生産意欲が減退し、荒廃化の進展に加え、一部では廃棄物の不法投棄のおそれがある等、環境の面からも憂慮すべき事態が生じてきました。

- (1) このような状況を解消するため、いなべ市農業公園梅林公園及びいなべ市農業公園エコ福祉広場の既存の観光レクリエーション施設と一体的に整備し、産業振興と集客による辺地地域の活性化を図ります。
- (2) また、当辺地は、市の北部に位置し、冬期は積雪が多いことから、除雪機械を整備し、冬期間の地域交通を確保します。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和7年度まで3年間

(単位 千円)

事業主体名	区分 施設名	事業費	財政内訳		一般財源 のうち辺 地対策事 業債の予 定額
			特定財 源	一般財源	
いなべ市	いなべ市 農業公園 梅林公園	1,454,000	192,314	1,261,686	1,250,000
	いなべ市 農業公園 エコ福祉 広場	30,000	0	30,000	30,000
	除雪機械	20,000	0	20,000	20,000
合計		1,504,000	192,314	1,311,686	1,300,000

議案第 3 1 号

三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 2 項の規定により、令和 5 年 9 月 1 日から三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数が増加すること及び三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約を別紙のように定めることに関する関係地方公共団体との協議について、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

提案理由

令和 5 年 9 月 1 日から桑名・員弁広域連合が三重県市町公平委員会に加入することにより、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数が増加すること及び三重県市町公平委員会共同設置規約を変更することに関する関係地方公共団体との協議については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

三重県市町公平委員会共同設置規約（平成 18 年 4 月 1 日制定）の一部を次のよう
に変更する。

別表中「度会広域連合」を「度会広域連合
桑名・員弁広域連合」に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 32 号

令和 5 年度いなべ市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度いなべ市一般会計補正予算（第 2 号）を別案のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

いなべ市長 日 沖 靖

